

# 令和2年度 第2回 深谷市上下水道 事業運営審議会 資料

～公共下水道受益者負担金及び農業集落排水  
受益者分担金の今後の方針について～



# 1 公共下水道受益者負担金

## 課題

現在も整備途中であることから、現段階で単価を統一することは、同じ区域内の利用者の負担金額に差異が生じることとなる。

## 方針（案）

公共下水道受益者負担金については、現事業認可区域（市街化区域）の整備が完了するまで（令和7年度完了予定）は、現行の単価によるものとし、次の整備計画を策定する際に、単価及び制度の再編について検討することとする。

## 深谷市の受益者負担金（公共下水道事業）

	深谷排水区域	岡部排水区域	川本排水区域	花園排水区域
受益者負担金	300円/m <sup>2</sup>	500円/m <sup>2</sup>	600円/m <sup>2</sup>	650円/m <sup>2</sup>
区域外流入負担金	300円/m <sup>2</sup>	500円/m <sup>2</sup>	600円/m <sup>2</sup>	650円/m <sup>2</sup>

## メリット

各整備区域（旧市町）の整備費をもとに算出されている現行の受益者負担金の単価を継続することにより、各整備区域内における受益者間の負担の公平性が維持できる。

## デメリット

特になし。

## 2 農業集落排水受益者分担金

### 課題

受益者分担金の徴収は市で行っているが、一部の地域では、組合が徴収しており、徴収方法が統一されていないことから、組合が存続する間に受益者分担金を再編することは、組合との調整など課題がある。

### 方針（案）

農業集落排水受益者分担金については、組合が存続する間（令和7年度までの予定）は、現行の金額によるものとし、すべての組合が解散した後、金額の再編について検討することとする。

#### 深谷市の受益者分担金（農業集落排水事業）

	旧市町村名	排水処理区域の名称	一戸当たりの金額
1～10	深谷市	大谷・大谷西・人見西部・境・かしあい・ 本田ヶ谷・中通り・折之口・人見・大寄東部	400,000円
1	岡部町	三浦	240,000円
2～4		後榛沢・針ヶ谷・南岡	500,000円
1	川本町	瀬山	400,000円
2		本田東	450,000円

3	川本町	長在家西	510,000円
4		畠山	530,000円
5		本田中央	550,000円
6		上原	720,000円
7		長在家東	910,000円
8		畠山南	970,000円
9		本田南	1,100,000円
1		花園町	中郷
2	下郷		409,000円
3	永田北根		624,000円
4	上郷		668,000円

## メリット

各処理区の整備費をもとに算出されている現行の受益者分担金の金額を継続することにより、各処理区内における受益者間の公平性が維持できる。

## デメリット

特になし。

### 3 農業集落排水の公共下水道への統合

#### 課題

- (1) 農業集落排水の公共下水道区域への統合後、すでに農業集落排水受益者分担金を納入済みの使用者の取扱いを検討する必要がある。
- (2) 農業集落排水の公共下水道区域への統合後の新規接続に係る負担についての取扱いを検討する必要がある。

#### 方針（案）

- (1) 農業集落排水の公共下水道区域への統合後、すでに農業集落排水受益者分担金を納入している土地の使用者については、全額免除扱いとする。

- (2) 農業集落排水の公共下水道区域への統合後、新規接続に係る負担については、区域外流入負担金とし、単価は現行の受益者負担金制度によるものとする。

### 深谷市の公共下水道処理区域外流入負担金

	深谷排水区域	岡部排水区域	川本排水区域	花園排水区域
区域外流入負担金	300円/m <sup>2</sup>	500円/m <sup>2</sup>	600円/m <sup>2</sup>	650円/m <sup>2</sup>

## メリット

受益者分担金を納付済の使用者については、公共下水道統合による新たな負担は生じない。

## デメリット

公共下水道区域への統合後の新規接続者については、統合前使用者との間で負担金額に差が生じる場合がある。